

川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

令和6年1月
福祉部 生活福祉課

1 趣旨

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）の一部改正に鑑み、川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「基準条例」という。）の一部改正を予定しているものです。

2 内容

(1) 基準省令の改正概要

入居申込者に対し、文書の交付に代えて電磁的方法により重要事項等を提供する場合に用いる記録媒体について、「磁気ディスク」、「シー・ディー・ROM」といった特定の記録媒体の使用を定めるものについて、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう「電磁的記録媒体」と規定を改めるものです。

(2) 基準条例の一部改正の検討について

今回改正が行われた上記規定は参酌すべき基準であるため、本市独自基準の設定が必要であるか検討した結果、国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、基準省令に定める基準のとおりとしようとするものです。

3 施行期日

条例の交付の日とする予定です。